

令和4年10月24日

## 令和4年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（以下「規程」という。）第28条の規定により、令和4年度における行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）について、以下のとおり公示する。

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長 塩崎一裕



### 1. 趣旨

本件は、行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、規程第28条の規定により、本学が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

### 2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、本学のホームページに掲載している個人情報ファイル簿を確認ください。

#### ○本学の個人情報ファイル簿

<http://www.naist.jp/privacy/policy/file.html> (本学ホームページ)

### 3. 提案の主体（提案者の要件）

本学の行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、規程第30条の規定により、次に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者は提案することができません。

#### ○提案することができない者

- ①未成年者
- ②個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に規定する精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤のいずれかに該当する者があるもの

### 4. 提案を募集する期間

令和4年11月7日（月）から令和4年12月8日（木）まで

## 5. 提案の方法

### (1) 提出書類

提案に当たっては、規程第29条の規定により、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を本学に提出してください。

#### ○提案書類

##### ①提案書

- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報の提供に関する細則（以下「細則」という。）第3条に定める別記様式第1号）（注1）

##### ②添付書類

- ・誓約書（細則第5条に定める別記様式第2号）
- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- ・提案をする者の本人確認書類（注2）
- ・代理人の権限を証する書面（委任状）（注3）
- ・その他本学が必要と認める書類

#### ○提案書類の様式（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報の提供に関する細則）

<http://www.naist.jp/privacy/policy/files/08naist-teikyounikannsurusaisoku.pdf>

（本学ホームページ）

（注1） 規程第34条第1項の規定により、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合は、提案書として、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（細則第9条に定める別記様式第6号）を提出してください。なお、提案の方法、審査及び契約に係る手続きについては、当初の提案の場合に準じます。

（注2） 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）等を添付してください。

（注3） 代理人による提案をする場合に限ります。

### （2） 提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）により、提案書類（2部）を本学に提出してください。

#### ○提案書類の提出先

〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916番地の5

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学企画・教育部企画総務課評価・IR係

（注1） 持参による場合は、募集期間中における平日の午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出してください。

（注2） 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして提出してください。（締切日当日消印有効）

## 6. 提案の審査基準

提案については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供して行う提案の審査に関する基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかについて審査します。

### ○審査基準

①提案をした者が、次に掲げる各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第112条第1項第1号）

イ 未成年者

ロ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）に規定する精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ニ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ホ 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

ヘ 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

②提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。（法第112条第1項第2号、規則第56条）

③提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いるための加工の方法が、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号）第33条に定める本学における行政機関等匿名加工情報の作成に関する基準に適合するものであること。（法第112条第1項第3号）

④提案に係る事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。（法第112条第1項第4号）

⑤提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が、その事業並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。（法第112条第1項第5号、規則第57条）

⑥提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が、当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。（法第112条第1項第6号）

⑦本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。（法第112条第1項第7号、規則第58条）

### ○審査基準（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供して行う提案の審査に関する基準）

[http://www.naist.jp/privacy/policy/files/07\\_naist-sinnsanikannsurukijyun.pdf](http://www.naist.jp/privacy/policy/files/07_naist-sinnsanikannsurukijyun.pdf)

（本学ホームページ）

### ○作成基準（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報の作成に関する基準）

[http://www.naist.jp/privacy/policy/files/06\\_naist-sakuseinikannsurukijyun.pdf](http://www.naist.jp/privacy/policy/files/06_naist-sakuseinikannsurukijyun.pdf)

（本学ホームページ）

## 7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果については、規程第32条第1項の規定により、各提案者に対し、個別に通知します。

## 8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

提案が審査基準に適合すると認める場合は、提案者に対し、審査結果通知書（細則第7条第1項に定める別記様式第3号）に、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（細則第8条に定める別記様式第5号。以下「申込書」という。）と契約の締結に関する書類（以下「契約書」という。）を添えて通知します。このとき、提案者は、通知された申込書及び契約書に必要事項を記入して本学に提出することによって、本学との間において行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができ、所定の手数料を現金で納付いただきます。なお、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した後の契約条件の変更は認めません。

提案が審査基準に適合しないと認める場合は、提案者に対し、審査結果通知書（細則第7条第3項に定める別記様式第4号）に理由を付してその旨を通知します。

## 9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載内容が不十分であると認める場合は、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は、本学に帰属します。
- (5) 本件による行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

## 10. 提案に関する連絡先

提案の手続き等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ○提案に関する連絡先

〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916番地の5  
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学企画・教育部企画総務課評価・IR係  
(電話) 0743-72-5936  
(メール) evaluation@ad.naist.jp

(以上)